会議録

- 名 称 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会第2回小委員会
- 日 時 令和4年4月21日(木) 午後6時00分~午後7時11分
- 場 所 世田谷区役所 第1庁舎5階 庁議室(オンライン開催)
- 出席委員 斉木秀憲 山田健太 土田伸也 菅野典浩 髙山梢 中村重美 山辺直義
- 説明員等 区政情報課長 末竹秀隆 区政情報課区政情報係長 小田純也
- 事 務 局 総務部長 池田豊 区政情報課長 末竹秀隆

区政情報課区政情報係長 小田純也 区政情報課区政情報係 立石雄太 西條真規

- 審議事項:令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見 直しに向けての考え方について
- (1)前回小委員会の論点整理
- (2)(個票5)開示、訂正、利用停止(不開示範囲)
- (3)(個票6)個人情報業務登録簿等の作成・公表
- (4) (個票7) 審議会への諮問
- (5) その他

1.開 会

委員長 では、定刻になりましたので、ただいまから世田谷区情報公開・個人情報保護審議 会第2回小委員会を開催いたします。

本日の出席委員などについて、事務局から事務連絡はありますでしょうか。

区政情報課長 事務局でございます。本日もよろしくお願いいたします。

本日は、現在、5名の委員及び前回に引き続き1名のオブザーバー委員に御出席いただいております。なお、1名の方は後ほど御出席いただけると認識しております。

以上でございます。

委員長 続きまして、事前にお送りしております前回の第1回小委員会の会議録について確認をいたします。既に各委員におかれましては、お目通しいただいているものと存じますけれども、その内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。よろしければ、第1回小委員会の会議録はこのように決定 いたします。

次に、傍聴の有無について、事務局、いかがでしょうか。

区政情報課長 本日の審議会小委員会につきましては、傍聴希望はございません。 以上でございます。

委員長 はい、分かりました。

それでは、審議に入る前に、本日の資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。資料はメールで送らせていただきました。1点目につきましては、資料No.1ということで右上に書いております次第でございます。続きまして、資料No.2、前回小委員会の論点整理(案)ということでございます。続いて、資料No.3-1の個票5、開示、訂正、利用停止(不開示範囲)でございます。続いて、資料No.3-2の個票6、個人情報業務登録簿等の作成・公表でございます。続いて、資料No.3-3の個票7、審議会への諮問というところが一式となった6ページ構成の資料でございます。続いて、2点目が、参考資料1から3までの全部で27ページ構成の資料でございます。皆様、資料はそろってございますでしょうか。

また、以前お送りしております事務局作成のかなり分厚い資料集のほうも適宜御参照い

ただければと思います。

資料の説明につきましては以上でございます。

2.議事

審議事項:令和3年個人情報保護法改正に伴う世田谷区における個人情報保護制度等の見直し に向けての考え方について

(1)前回小委員会の論点整理

委員長それでは、次第のとおりに進めてまいります。

2の議事の(1)前回小委員会の論点整理です。それでは、事務局より説明をお願いい たします。

区政情報係長 事務局、小田でございます。皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたしま す。それでは、事務局より説明をさせていただきます。

資料につきましては、先ほど御説明いたしました資料No.1から始まります6ページ つづりのものを使わせていただきます。こちらをおめくりいただきまして2ページ目、 資料No.2を御覧いただければと思います。情報公開・個人情報保護審議会第1回小 委員会の論点整理(案)でございます。前回、4点の項目について議論していただきました。

1点目、開示、訂正、利用停止(手数料)の項目でございます。

方向性につきましては、現行の個人情報保護条例の規定と同様に、手数料を無料とする ことは妥当ということで方向性をいただいております。

主な意見といたしましては、現行条例の規定と同様に、手数料を無料にした場合の事務 負担等が気になるというお声をいただきました。また、交付の費用に関しまして、情報 公開条例と同様か。また、電磁的記録の交付状況についてお知りになりたい、そういっ た御意見がございました。

2点目、開示、訂正、利用停止 (手続)の項目でございます。

方向性といたしまして、原則として、現行条例と同様の運用とすることに賛同しますが、訂正決定及び利用中止決定につきましては、この間、世田谷区では実績がないということがありましたので、現行条例を踏襲しておりまして、必要な情報を収集し適切に判断すべきという方向性をいただいております。

主な意見といたしましては3点ございました。国の開示決定の期限につきましては原則

30日以内ということで、委員の実際の経験則に基づいておっしゃっていただいた部分でしたけれども、それでも国から延長されたという御経験がございました。このことから、15日以内で果たして実務上対応が可能かという御心配を頂戴したところでございます。

2点目につきましては、同様の御意見ではございますけれども、15日以内での対応は大変だということが考えられますが、適切に運用してほしいという御意見でした。

最後に、訂正決定と利用中止決定の期限につきましては、世田谷区の場合、現行条例では原則20日以内と設定をしております。しかしながら、開示請求と同様に、開示請求は15日以内という決定にしていますので、こちらに合わせることは可能かという御指摘をいただいております。また、作業量が開示決定のときと変わらなければ、こちらの2つの決定につきましても、開示決定と同様に、15日以内にトライすることもよいのではないかという御意見も頂戴した次第でございます。

3点目の項目につきましては、行政機関等匿名加工情報の提供についてでございます。 方向性としましては、前回お示ししてご承認いただきました「世田谷区の3つの基本方針」のとおり、区民が情報主体であるというような能動的な点を十分意識して極めて慎重に検討していく必要があるという御意見を頂戴し、来年4月の導入は見送ることとするのが妥当であるという方向性をいただいております。

主な意見といたしましては2点ございまして、1点目、区では、具体的にどのような情報を加工して事業者に対して提供することを想定しているか教えていただきたいといった御意見、また、こちらは加工ということになりますので、パブリックな側面がある一方で、区民本人からしますと不安が拭えない側面もありますので、こちらは先ほどの基本方針の2点目に該当するということではありますけれども、単に他の自治体が導入する予定がないというような消極的な理由を一部書かせていただいた部分はありましたが、この方針に従って極めて慎重に検討していく姿勢を示すことが重要だという御指摘でした。

最後に、定義(条例要配慮個人情報)の項目についてご審議いただきました。

方向性としましては、条例要配慮個人情報を新たな条例に規定するか否かにつきましては、改正法で規定のない本人外収集の容認の許容性と密接に関わるという御指摘です。 よって、本人外収集の議論時に再度検討することとして、この時点では判断を留保する という方向性をいただいております。 主な意見は複数いただいております。条例要配慮個人情報を新たな条例に規定するか否かといった問題と収集制限の問題と一旦切り離してよいかという御意見、また、区の全所管に確認して、それが存在しないという回答がありましたけれども、LGBTとかDV等々、ある程度想定される事項はありますかという御意見を頂戴しております。

さらに、他の自治体の規定の状況の情報、また、法が規定する要配慮個人情報がございますけれども、それから漏れたセンシティブ情報があるのかという問題が1つと、世田谷区のこれまでの審議会の中で、頻繁に、また慎重な議論を要求された要配慮個人情報があったかという問題、この2点を踏まえて考える必要があるという御指摘もいただいております。

最後に、新たな条例に規定しないということはやむを得ないと思いますけれども、本人 外収集の容認の許容性と密接に関わるということがありますので、本人外収集の議論時 に再度検討することが望まれるという御意見を頂戴しております。

第1回小委員会の論点整理の案につきましては以上でございます。ご審議のほどよろし くお願いいたします。

- 委員長 それでは、ただいまの前回小委員会の論点整理(案)の説明について、質問はありますでしょうか。
- 区政情報課長 事務局でございますけれども、実は論点整理の2番の開示、訂正、利用停止 (手続)というところで、23区の調査を行いましたので、補足で情報を入れさせていただ きたいと思います。送りました参考資料1で記載している部分でございます。
- 区政情報係長 それでは恐れ入りますが、引き続き、事務局から説明させていただければと思います。事務局で参考資料1を作成させていただきました。 委員からいただいた御意見はとても新鮮なものでした。そのような視点は持ち合わせていなかったなというところで反省いたしまして、小委員会の後、事務局で、各自治体の開示、訂正、利用中止、この3つの観点から期限はどの程度か、客観的な情報をお示ししたいと考えました。前回の小委員会でもこの点お約束しましたとおり、今回お調べした結果を参考資料1でお示ししております。

自治体順に並べておりますけれども、中ほどの12番、世田谷区につきましては、開示は15日、訂正は20日、利用中止・停止等は20日で前回御議論いただいたところでございます。こちらを御覧いただければと思いますが、開示につきましては、おおむね14日、15日、訂正、利用中止は20日、30日というものが多かった印象でございます。

こちらを受けまして、事務局の考え方としましては、せっかくの御意見も頂戴しておりまして、利用停止、訂正請求においても期間の延長、特例の延長のフォロー制度もありますので、場合によっては、御指摘のとおり、開示と同様に、訂正、利用停止も15日という設定もできるのではないかというふうに考えてございます。

補足になりましたけれども、参考資料1の説明は以上でございます。

- 委員長 ありがとうございます。そういう意味でいくと、30日、20日のところが多いのかもしれませんが、中野区のように、15日、15日で並んでいるところもあります。御意見の中でも原則15日以内にトライすることもよいのではないかということで、前回、御意見をいただいているところですけれども、今、事務局から御意見をいただいた中でいくと、方向性の中に少しこの部分、原則15日以内を検討するみたいなのを上に上げたほうがいい感じですか。
- 区政情報係長 事務局の考えとしましては、資料No.2は第1回小委員会の論点整理 (案)ということでおつくりしておりまして、今回の審議が円滑に進むようにということ も含めておつくりしております。今後、小委員会意見書という形で5月末までに作成する 予定にはしておりますので、第1回の論点はこういったところということでまとめさせて いただいて、もし問題がなければ、こちらを御承認いただいた後に、第2回小委員会の論 点整理でも追記しながらアップデートして、小委員会意見書に向けて作成するのがよいと 思っております。

以上でございます。

委員長 そうすると、一旦はこのままで、小委員会の論点整理としては、これでということ でお諮りしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長 ないようでしたら、前回小委員会の論点整理(案)について、小委員会として異議 なしと認めます。
- (2)(個票5)開示、訂正、利用停止(不開示範囲)
 - 委員長 それでは次に、個票に移っていきたいと思いますが、個票5について、事務局から 説明をお願いいたします。
 - 区政情報係長 引き続きまして、事務局、小田でございます。委員長、すみません、先ほど 委員がオンラインで出席されましたので、ご報告申し上げます。

委員 遅れてすみませんでした。申し訳ないです。

区政情報係長 ご出席ありがとうございます。これにより、オブザーバー委員の方を含めて、委員の方は本日、全員御参加ということになりましたので、御報告申し上げます。

では続きまして、資料No.3-1、個票5に移らせていただければと思います。資料ですと4ページを御覧いただければと思います。もしお手元に前回の第1回小委員会の資料がございましたら、そちらも横に置いていただければと思います。第1回小委員会の資料でこちらを見ますと、資料No.5の6ページでございまして、開示、訂正、利用停止という見出しの不開示範囲、新条例への規定の可否が〇、不開示範囲の調整(情報公開条例と整合を図るもの)の部分が、今回の資料No.3-1、個票5の部分でございます。

では、第2回小委員会、今回の資料の4ページをお開きいただければと思います。検討 項目は先ほど申し上げたとおりです。

関係規定につきましては、現行条例は情報公開条例にはなりますけれども、第7条です。改正法は第78条第1項と第2項でございます。

新条例への規定の可否につきましては、個人情報保護法の改正法の第78条第2項に基づきまして、情報公開条例との整合性を確保する必要があるものにつきましては条例で定めることができるというものが規定されてございます。

課題事項は、情報公開条例の規定との整合性でございます。ここでは中身が2点ございます。地方公共団体の情報公開といいますのは、情報公開条例に基づき行われているのが現状でございます。こちらにつきまして、1点目、改正法が定めます不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として今回の条例で定めるものは不開示情報から除外する必要があるといったものでございます。

2点目でございます。行政機関情報公開法の第5条に規定します不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例で開示しないこととされるもののうち、情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして今回の条例で定めるものについては不開示情報とすることとして、調整を可能とするというのが改正法第78条第2項にございます。

こちらは、ちょっと長くなってしまったんですけれども、条文も見ていただければと思います。今回、参考資料をおつけしていますので、もし可能であれば、印刷されている方は横に置いて見ていただければと思います。27ページ構成の参考資料ですけれども、こちらの2ページ目からが情報公開法になってございます。また、情報公開条例につきまして

は、こちらの資料の17ページでございます。

まず、今回の改正法が定めます不開示情報に該当するものであっても、情報公開条例の 規定で開示することとされているものがあるかというのが1点目でございます。こちらは 参考資料3、ページ数でいきますと17ページ目からの世田谷区情報公開条例を見ていただ ければと思いますが、おめくりいただきますと、18ページ目、今回、事務局のほうで黄色 の蛍光で塗らせていただいておりますが、第7条を規定しております。こちらは開示義務 を定めておりまして、第7条各号に非開示事由を定めているところでございます。改正法 が定める不開示情報 今度改正法を見ていただく必要がございます。分厚めの資料集 の15のインデックスを入れたものが改正法になってございます。ページ数は振っていない のですけれども、第78条に開示義務が定められておりまして、非開示事由が各号に定めら れているところでございます。こちらと見比べさせていただいたところ、改正法が定める 不開示情報の中で、情報公開条例で開示すべきというようなところは、事務局の中で見当 たりませんでしたので、調整の必要性は不要だと考えてございます。

また、2点目でございますけれども、情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報ということがありましたので、今度は参考資料のほうの情報公開法の第5条を見ていただければと思います。参考資料の3ページ目でございます。こちらも第5条で原則開示義務を定めておりますけれども、各号で不開示情報を定めているところです。こういった規定に準ずる不開示情報であって、情報公開条例で開示しないものとされているもののうちということで、情報公開条例で開示しないことというのが先ほどの参考資料の18ページ目、19ページ目でございます。こちらを照合しますと、特段大きな齟齬はないと事務局で考えておりますので、考え方(案)に移りますけれども、「情報公開条例の不開示情報と大きな齟齬はみられないことから、新条例での調整規定は不要とする」というような案を書かせていただいているところでございます。

資料が行ったり来たりで大変恐縮だったんですけれども、資料No.3・1、個票5、 開示、訂正、利用停止(不開示範囲)の検討項目の事務局の説明につきましては以上でご ざいます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問はありますでしょうか。 委員、お願いいた します。

委員 今御説明をいただいた上で、確認の意味で伺いたいと思うんですけれども、今回の法 改正、それから世田谷区が持っている情報公開条例の規定の中で、考え方としては、基本 的には、不開示情報はできるだけ絞る、開示を原則とするという理解でよろしいのかどうか。考え方(案)のところに「情報公開条例の不開示情報と大きな齟齬はみられないことから」という表現があるんですけれども、考え方の基本は原則開示ですよということをうたう、そういう意味で理解をしていいのかどうか、そこだけちょっと教えてください。

区政情報係長 事務局、小田でございます。御質問ありがとうございます。こちらの開示義務につきましては、おっしゃったとおり、情報公開法、情報公開条例、個人情報保護条例、今回の改正法につきましても開示を原則と定めております。今回、開示義務というのは、全ての法、条例で規定はあるんですけれども、その中で自治体が様々条例を定めていて、そことの調整がもし必要であれば、可能である範囲で調整が図れるというような国の考え方になっているところでございます。世田谷区としましても、原則開示ということがありますので、開示という原則は大事にしながら、不開示情報が情報公開法に準ずるものとか、情報公開条例で開示しないものとか、そういったものがもしあった場合は調整を図るということがあります。しかし、今回、特段そういった大きな齟齬はないというところが見てとれましたので、運用としてはあまり変わらないとは思いますけれども、条例の文言に入れられるかどうかというような項目ではございましたので、今回、検討の項目として挙げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございました。

委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。

ここのところはなかなか難しい表現ですよね。大きな齟齬というのがいいのか、異なる ものは認められないとか、あるいは表現が異なるけれども、内容は同じなのかというとこ ろもあるのかもしれません。基本的には、異なるものが認められないというイメージでよ ろしいですかね。

区政情報係長はい、おっしゃるとおりでございます。

委員長 ほかに御質問はございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、本件個票5の考え方について、小委員会としては異議なしと認めます。

(3)(個票6)個人情報業務登録簿等の作成・公表

委員長 では続きまして、個票6について、事務局より説明をお願いいたします。

区政情報係長 引き続きまして、事務局、小田でございます。よろしくお願いいたします。

資料No.3-2、個票6を御覧いただければと思います。ページ数ですと5ページ目でございます。検討項目は個人情報業務登録簿等の作成・公表でございます。

関係規定は、条例の第9条、また個人情報保護条例の施行規則第3条、第5条、第6条、第7条と記載をさせていただいております。改正法におきましては、第75条の第1項、第4項、第5項でございます。

新条例への規定の可否につきましては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル 簿とは別の個人情報の保有に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げる ものではないという規定が改正法の第75条第5項にございますので、今回、審議項目とし て1つ入れさせていただいているところでございます。

もし第1回小委員会の資料がお手元にございましたら、そちらも御覧いただければと思いますが、5ページ目の資料No.5、比較課題整理一覧表(検討素材)の下のところに第2章個人情報等の収集及び登録(第9条)がございます。個人情報ファイル簿の中の個人情報ファイル簿の作成・公表というところがございますので、こちらの電子個人情報ファイルとの関係とか、作成義務がない1,000人未満の電子個人情報ファイルの取扱い、また、現行の個人情報業務登録簿等の継続の要否というところが、今回の資料No.3・2、個票6の審議の重要な点になっているところでございます。

恐れ入りますが、第2回小委員会資料の5ページ目へお戻りいただければと存じます。 中ほどの課題事項を御覧いただければと思います。改正法におきまして作成・公表義務の 対象外となっております記録票の取扱いでございます。こちらは自治体によりましてまち まちでございまして、委託をすれば記録票を作成し、目的外利用をすれば目的外利用の記 録票を作成し、自治体によって様々な運用がなされているところがございますので、こち らを継続するのか、国が言う個人情報ファイル簿のみの作成とするか、そういったところ が課題の一つになっております。

国は、個人情報ファイル簿の作成義務の対象外となっております一定数、今後、政令で定める数未満の個人情報ファイルにつきまして、作成・公表することは妨げられないというのは、ちょっと古いんですけれども、昨年の11月時点のQ&Aで示されております。参考としましては、現行の個人情報保護法の施行令におきまして、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルにつきましては作成・公表義務の対象外となっておりますので、

1,000人に満たないということになりますと、国のほうですと作成・公表義務はないという政令の規定になってございます。

一方で、1行空けたところでございますが、区では、からの記録票を作成しております。 個人情報業務登録票、 個人情報ファイル票、 外部委託記録票、 目的外利用記録票及び 外部提供記録票を作成し、区政情報センターという図書館のような施設がありまして、そちらで公表をしているところでございます。

から の説明を簡単にさせていただければと思います。 の個人情報業務登録票につきましては、外部委託にせよ、目的外利用にせよ、個人情報を扱う業務を行う場合には、この登録票を立ち上げます。 の個人情報ファイル票につきましては、基本的には国が言っている今回の個人情報ファイル簿と同等のものと考えていただければと思いますけれども、端的に申し上げますと、システム構築をして、体系的にデータベースされたものをファイル票という形で基本的には管理しているところでございます。 から は、先ほど申し上げました、外部委託、目的外利用、外部提供を行った場合には記録票を作成・公表しているところでございます。以上が現状の世田谷区の運用でございます。

こちらの記録票を作成・公表するに当たりましては、実情を申しますと、紙文化でございまして、恥ずかしながら、事務がかなり煩雑になってしまっている状況でございます。また、制度開始からもう30年ほど経過しているということもありまして、現状に沿わない内容も多々散見されるというのが正直なところでございます。改正法によりまして、上記のからのうち、を除くとからの作成・公表義務がないということになりますので、これらの扱いをどうするかといった問題がございます。また、もし以外を廃止した場合につきまして、ほかに何か担保する必要性があるかといった課題がございます。

また、作成・公表義務の対象外となりました1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表の取扱いをどうするかといったものが2点目でございます。

では、現在の考え方(案)を御覧いただければと思います。まず1点目ですけれども、 改正法のとおり、上記 の個人情報ファイル票を世田谷区が運用してまいりましたが、こ ちらを発展させまして、国が定めます個人情報ファイル簿を作成・公表するというところ でございます。現在、作成はしているんですけれども、国が定めます個人情報ファイル簿 につきましては、世田谷区の個人情報ファイル票よりもかなり項目が細かくなっておりま す。例えば要配慮個人情報であれば、その有無の項目などもあるということがございます ので、発展というのはそういった意味で書かせていただいておりますが、こちらを作成・ 公表いたしたいというところです。

なお、上記 以外の と から につきましては廃止ということを考えておりまして、これらに該当する業務において個人情報が適切に管理されるようにさせていただきたいと思いますので、内部管理として庁内のチェック体制を構築したいというところでございます。現在の具体的なイメージといたしましては、毎回の審議会でもお示しさせていただいております審議会の諮問事項の「審議のポイント」がございまして、歴史がありますので、そちらを基本とさせていただきながら、ただ、改正法の趣旨が今回大きな話になっておりますので、そちらと照らし合わせながら、今後、詳細な基準を設定して、こちらのチェックポイントをチェックするという運用をしていきたいと考えております。

加えまして、その基準の策定の際には、適切な基準となるように、審議会の皆様方から 御意見をいただいて、ともにつくっていただければと考えているところでございます。

また、今、外部委託、外部提供、目的外利用等の記録票をなくすという案でございますので、そちらの担保をどうするかといったところをここで書いております。そういったことを行った一定の案件、現在だと要配慮個人情報に係る事業という案を書かせていただいておりますけれども、そういった案件につきましては審議会へ事後報告をさせていただいて、もし必要であるという御意見を頂戴しましたら所管課から説明を直接聴くという場を設けたいと考えております。

また、審議会へこういった外部委託、外部提供、目的外利用等を行った報告につきましては、区のホームページで案件一覧を公表して、区民の皆様方に見ていただきたいと考えております。

続きまして、2点目でございます。1,000人未満の個人情報ファイル簿の作成・公表義務につきまして、国としましては、政令の中で、作成・公表対象外というのは先ほど申し上げたとおりの規定になっております。しかしながら、情報主体である区民の自己情報のコントロール権がそもそもございますので、こちらを担保し、また、区民の個人情報はやはり重要ということは事務局も重々承知しておりますので、1,000人という取扱件数による差異は適切ではないと考えてございます。こういったことから、人数による区分を設けることなく、1,000人未満の区民の皆様方も対象とした個人情報ファイル簿を作成・公表するという案がよいのではないかと考えてございます。

すみません、長くなりましたけれども、資料No.3-2、個票6、個人情報業務登録 簿等の作成・公表について事務局からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく お願いいたします。

- 委員長 ただいまの説明につきまして、質問はありますでしょうか。 委員、お願いいた します。
- 委員 今の御提案は、個人情報ファイル簿を今後も作成するということですが、従前と異なるのは、個人情報ファイル簿の内容が従来と比べると充実するということ、それから人数の点も、1,000人未満も対象として、そこをやるということですが、そこだけ見ると業務量は増えるわけですね。他方で、従来あったとからの業務はなくなるということなので、そのあたりは、一方でなくなるものがあり、他方で増える部分がありということで、バランスは取れていると見ていいのかどうか。業務量が物すごく多くならないかどうかというのがやや懸念されるので、その点を少し確認させていただきたいということです。

以上です。

区政情報係長 委員、ありがとうございます。事務局、小田でございます。御質問もありがとうございます。資料の5ページ目の から ということで書かせていただいておりますが、正直、業務量としては恐らく若干下がると思っております。現在、 から を作成し続けておりますが、外部委託等々が行われれば、1件1件記録票、紙をつくっているというところで、正直かなり事務負担があるところがございます。しかし、一方で、自己情報のコントロール権との兼ね合いで、区政情報センターに置いて公表してはいるんですけれども、なかなかそれがマッチングしていないという実情も現場からは聴いております。今後、ファイル票が主流になっていくといいますか、オンライン化も加速するということもありますので、そちらをメインに出させていただきながら、一定程度の審議会報告分を公表しながら、自己情報コントロール権を及ぼしていただくということになります。 肌感覚ではございますけれども、事務量は同等か、少し減るかという肌感覚はあるところでございます。

以上でございます。

- 委員長 帳簿のほうは減らしますけれども、基本的には、その情報そのものは審議会のほう にかけるというイメージでよろしいということですかね。
- 区政情報係長 そうですね。 以外につきましては、記録票は法と同様につくらないという ことになりますが、もちろんつくらないというだけで終わらせることはない。そういった 意味で、審議会の皆様方の監視、監査の目も非常に重要な視点だと思っておりますので、

そちらへお示しさせていただきながら、どういったものが委託になったのか、どういった ものが外部提供、目的外利用されたのかといったところを一定程度見ていただきながら、 最終的には区民の皆様方にも個人情報の使われ方をぜひ見ていただきたいと思っておりま す。

以上でございます。

- 委員長 あと、1,000人未満のところは、従来どおり公表しているから変わりはないという ことでよろしいでしょうか。
- 区政情報係長 さようでございます。国としては、1,000人未満というような全国レベルの 設定はしておりますけれども、世田谷区の地域特性は何か。今までは1人以上で記録票を も作成していましたので、ファイル票につきましては、システム構築等々が今後主流にな っていくと思いますので、そちらは1,000人未満も含めながら、ぜひ対応させていただき たいと思っております。

以上でございます。

- 委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。 委員、お願いいたします。
- 委員 教えてください。先ほど御説明があった中で、これからは 、 、 、 について は、作成・公表はしないでいい、義務がなくなりますということですが、それに代わるも のとして、内部管理として、考え方(案)の中に庁内のチェック体制を構築する、より詳 細な基準を設定する、そういうふうな言い回しの表現があるんですけれども、そのことの 実質的な中身、それからそれとの関係で、これからは作成・公表はしない、する必要はな いという形で仕分けられた外部委託、あるいは目的外利用、外部提供、こういうものについて、一定の案件については審議会へ事後報告とする。事前審査を逐一ではなくて、事後 報告にしますよと。何らかの意見等があった場合には説明を求めるという表現があるんで すけれども、前段にある詳細な基準を設定するということと、審議会へ事後報告という形で扱われる、そこのバランスの問題がちょっと見えにくいところがありますので、もう少し御説明をいただきたいと思うんです。
- 区政情報係長 御質問ありがとうございます。事務局でございます。 委員の御質問はご もっともだと事務局で捉えております。こちらにつきましては、考え方(案)として書か せていただいてはいるところですけれども、実情としましては、国からのQ&A、ガイドライン、事務対応ガイドが、今後大量に出てまいりますので、そこで細かく見ながら、「審議のポイント」も含めながら、またセキュリティ部門とかDX部門もありますので、

そういったところの話も聴きつつ、細かく具体的にチェックポイントを定めていくということになっていくと現在考えております。ですので、現状としましては、どういうチェックポイントがあるというところは事務局としましても持ち合わせてございませんので、こういう方向性、こういう考え方で進めるべきではないかと。ちょっと抽象的で恐縮ではございますけれども、現時点ではそういう段階であるというところを申し上げておきたいと思っております。

今後、具体のものがどんどん出てまいりますので、事務局でもそちらを咀嚼しながら、 一定程度区の考え方を整理しまして、審議会の委員の皆様方にもお示しして、ぜひ御意見 を頂戴しながらチェックポイントを完成させ、また、完成させたとしても、それが完成だ とは思っておりませんので、メンテナンスも含めながら、年度ごとに確認してチェックポイントを更新していくということになろうかと考えております。

現時点では期待に沿えないような御回答になってしまうかなとは思うんですけれども、 現状の事務局の正直な気持ちとしては以上でございます。

委員 ありがとうございました。事情についてよく分かりました。

委員長 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでしたらお諮りいたします。本件について、異議はありませんか。 (「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、本件個票6の考え方について、小委員会としては異議なしと認めます。

(4) (個票7)審議会への諮問

委員長 それでは次に、個票1について、事務局から説明をお願いいたします。

区政情報係長 引き続きまして、資料No.3-3、1枚おめくりいただきまして、6ページ目、個票7、検討項目、審議会への諮問でございます。

関係規定につきましては、御覧いただければと思いますが、現行条例は第7条、第8条、第12条、第15条、第16条、第17条、第18条関係というところでございます。改正法につきましては、特に必要があると認めた場合、諮問できるといったものが第129条、また、第2条第3号とか様々ございますので、恐れ入りますが、このような記載にさせていただいております。

もしお手元におありでしたら、第1回小委員会の資料を見ていただければと思います

が、資料No.5、6ページ目の第8章雑則、雑則等がございまして、手数料、公表の下に審議会への諮問、今後の審議会の役割というところでございます。

新条例への規定の可否は、第129条で規定はできるというのがありますし、影響としま しては、前回申し上げたとおり、事務局の勝手な主観で影響を書いておりますけれども、 これは非常に高いと捉えております。

なお、こちらに書いておりませんけれども、前回の資料の資料No.5、5ページ目の中で、中ほどの第2章、第3章、第4章、第5章につきましては、取扱いの制限とか、適正な管理、安全管理措置等々がございます。こちらは審議会への諮問と密接不可分と思っておりますので、こちらと併せながら、かなりボリュームのある項目にはなってきますけれども、こちらの審議というような意味合いで捉えていただければと思っております。

先ほどの資料No.3-3、6ページ目にお戻りいただければと思います。新条例への 規定の可否につきましては、先ほど申し上げましたとおり、第129条の規定を書いており ます。地方公共団体の機関は、条例で定めるところによりまして、3章3節の施策を講ず る場合その他の場合におきまして、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知 見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときにつきましては、審議会そ の他の合議制の機関に諮問することができるというのが、第129条、今回の改正法の重要 な条文になっております。

課題事項につきましては、今後の審議会のあり方でございます。 2点ございます。 1点目、これまで、外部委託、外部提供、目的外利用等を行う際には、区は原則として各個別の案件ごとに事前に審議会の皆様方へ諮問させていただいて、承認され次第、区は各業務を執行していたというのが現状でございます。しかしながら、法改正によりまして安全管理措置に関する基準が示され 具体のものはこれから示されるんですけれども、これを遵守することで個人情報の適切な管理が保たれると国は言っていて、区もそうではないかと考えてございます。これを遵守することで個人情報の適切な管理が保たれると捉えておりますので、各個別案件の審議会への諮問は許容されていないというのが、皆様に見ていただいたとおり、国の資料でございます。しかしながら、これまで住民監視や住民監査といった重要な側面も担っていただいている審議会の果たす役割は非常に大きいと事務局でも考えておりますので、ぜひ審議会を継続させていただきたいということと、ただ、審議会のあり方は再構築する必要性、課題も感じているところでございます。

2点目、世田谷区の場合は、現在14名の委員構成で行っておりますけれども、改正法で

は、個人情報保護委員会から専門的な助言があるというような立てつけになっております。地域特性に応じたものを審議会に聴くといった側面を持ち合わせたような改正法になっているということから、審議会委員の構成人数とかにつきましては、今後、検討する必要があるという課題を持っております。

続きまして、現状の考え方(案)を御覧いただければと思います。 1点目です。これまで審議会が担ってまいりました住民監視、住民監査の側面を生かしまして、個人情報の保護措置に係る内部管理の一環として、引き続き、個人情報が適切に管理されるように、内部管理として庁内のチェック体制を構築するというところでございます。以下、 につきましては、先ほどの個票6と基本的には同じ書き方にさせていただいておりますので、一言一句読むことは差し控えさせていただければと思いますけれども、基本的には、先ほど申し上げた「審議のポイント」を守りながら、改正法と照らし合わせながらチェックポイントをつくっていき、一定程度のものを区民の皆様方にも見ていただいて、自己情報コントロール権をそこで及ぼしていただくということでございます。こちらの内容は、基本的には個票6と同様の書き方にしております。

2点目です。審議会の委員構成につきましては、来年、令和5年4月1日施行が控えておりますが、その施行の時点におきましては、できれば現状維持とさせていただきたいと思っております。なお、令和5年度、来年度の審議会の実際の運用の状況を踏まえまして、改めて検討する必要があるのではないかという考え方(案)でございます。

資料No.3-3、個票7、審議会への諮問に関する事項につきまして、事務局の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 ただいまの説明につきまして、質問はありますでしょうか。 委員、お願いいた します。

委員 ちょっと教えてください。まさに審議会のあり方、再構築の問題が今話題になりましたけれども、そのこととの関係で、課題事項、審議会のあり方の囲みの中で、 の後段部分で審議会を継続するとともに云々の下、「個人情報保護委員会から専門的な助言がある」というくだりがあります。それから、その上の のところでは、安全管理措置に関する基準が示されましたと。この2つのことから、世田谷区の場合の従来の審議会のあり方、いわば個別案件について、それを審議に付するというあり方は許容されないということが課題事項の中にも書かれています。 1点目は質問ですけれども、安全管理措置に関する基準が示されましたということですが、安全管理措置に関する基準が、これまで審議会

が担っていたような役割を代替できるようになるのか、あるいは安全管理措置に関する基準が一定万能な形になるのか。

それから、個人情報保護委員会は、これまでは民間部門であったのが、公的な部分のところも併せて、そこは一元的に担って専門的な助言を行いますとなったんですけれども、2点目の質問は、個人情報保護委員会の権限、役割との関係と、世田谷区という自治体の審議会の関係性、あるいは位置関係、国と地方の係争処理の場合、現行の地方自治法との関係でどういう位置関係になっているのか、そして、助言という表現ですが、この助言の法的な性格がどういう意味内容を持っているのか、そこはこの文章だけでは非常に分かりにくいので。たしか今回の個人情報保護法の改正に伴って、これまで個人情報保護委員会が、民間部門に対しては、例えば立入調査権とか命令権といったような公権力の行使による監督権限はある。しかし、自治体を含む行政機関に対しては、これは対等性を前提としているという意味合いから、こういうものは特に定めてはいない、そのようなことが国会の議論の中でもあったように私も記憶しているんですが、それとの関係で、個人情報保護委員会と自治体の審議会との位置関係はどういうふうに関係づけられるのか、そこをちょっと御説明いただければと思います。

以上、2点をお願いします。

区政情報係長 事務局、小田でございます。御質問ありがとうございます。1点目は安全管理措置の万能性、2点目は個人情報保護委員会と自治体、審議会との関係性というところで御質問いただいたと捉えてございます。

まず1点目の安全管理措置でございますけれども、分厚くて恐縮ですが、もしお手元に 資料集がございましたら御覧いただければと思いますが、インデックスでいきますと15番 の個人情報の保護に関する法律(第51条改正後)というのが改正後の個人情報保護法でございます。すみません、ページ数が振っていないので分かりづらいのですけれども、こちらの第66条に安全管理措置が規定されております。御覧いただける方は御覧いただければ と思いますけれども、まだ抽象的な内容というのは否めない部分はありますけれども、こういったものが措置として定められております。第66条につきましては、「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」というところでございます。第2項 は委託の関係や指定管理者の関係を規定してございますのと、第68条は漏えいの報告や、重要なのは第69条が利用及び提供の制限という規定で、世田谷区の個人情報保護条例で例

えますと、目的外利用や外部提供がこちらに該当するのではないかと考えております。第69条ですと、「行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」という規定がありますとおり、一定程度の歯止めはもちろんあるところでございます。あとは後ほど見ていただければと思いますけれども、こういった規定はございます。

ただ、具体的なものが今後示されますので、こういったところを見ながら、先ほどの個票と同様で、まだ解決できていない部分があるかと思うんですけれども、国が言う細かい内容が入ってきます。右から左というのは全くいけませんので、それを区に落とし込みながら、できる範囲のものをチェックリスト等で補完しながら、今後対応していくというところでございます。それがまず1点目でございます。

2点目につきましては、個人情報保護委員会との関係性につきまして御質問を頂戴しております。せっかくですので、先ほどのインデックス15番の改正個人情報保護法を見ていただければと思いますが、もしよければ第156条あたりから御覧をいただければと思います。まず、第156条で資料の提出の要求・実地調査がございまして、委員会は、行政機関の長等に対し、行政機関等における個人情報等の取扱いに関する事務の実施状況について、説明を求めたり、実地調査をさせる権限がある。監視ということがございます。第157条につきましては、指導・助言をする。第158条は、かなり厳しめですけれども、勧告というところがございます。第159条は、勧告に基づいてとった措置についての報告の要求とか、そういったところで、強い権限があると事務局は認識しております。

また、先ほど個人情報保護委員会の専門的な知見に基づく意見を聴けると事務局でお話しさせていただきましたけれども、先ほどの資料のインデックス15、改正法の中の第166条を御覧いただければと思います。第166条につきましては、「地方公共団体による必要な情報の提供等の求め」という見出しがございます。「地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる。」というところです。第2項につきましては、「委員会は、前項の規定による求めがあったときは、必要な情報の提供又は技術的な助言を行うものとする。」とございます。今後、専門的には委員会が技術的な助言を行うということがございますので、これまでの間、解釈に不明な点とか疑問が残る点につきましては、文書や電話で個人情報保護委員会宛てに直接質問をしているところでございます。基本的には、こういった第166

条を区としても使わせていただきながら、個人情報の技術的な側面はこちらでも聴いてい くという法の立てつけがあるというところが法の考え方にはなっております。

しかしながら、一方で、地方特性につきましては委員会も分かり得ないところがありますので、そういった部分は第129条を使いながら審議会へ諮問するということを想定している改正法の内容になっているという理解でございます。

ですので、1点目ですけれども、安全管理措置につきまして、具体性に欠ける回答にはなってしまいましたけれども、法としては、安全管理措置はしっかりあり、今後、詳細は示されますので、チェックリストを今後つくっていくということを想定しております。

2点目の委員会と自治体の関係性につきましては、勧告等々もあるということで、かなり強い権限が実際ある、また必要な情報を求めていく、改正法ではそういった関係になっているというところでございます。

すみません、長くなりましたけれども、2点の御質問の回答は以上でございます。

委員 今、御説明をいただいて、それからその根拠となっている法の条文についても教えていただきました。ありがとうございます。ということは、個人情報保護委員会が持っている権限、権能は相当程度大きなもので、たしかこれは西暦で言うと、2020年12月23日に当時の総務省が事務局でまとめた個人情報保護制度の見直しの関係での最終報告がありますが、この法改正では、そのタスクフォースの報告のレベルよりもかなり厳しめの中身がされているという理解でよろしいのかということをまず確認させていただいて、その上で、先ほどの安全管理措置基準の問題も含めて、具体的なところはまだ見えにくいところがありますので、それはまた追って4月になったら明らかになると言われているガイドライン等で説明がなされますよという受け止めでよろしいのでしょうか。

以上です。

区政情報係長 重ねて御質問ありがとうございます。まず1点目の質問でございますけれども、タスクフォースとの比較というところでございましたが、事務局でも数年前に行われましたタスクフォースは速記録を含めて読ませていただいているところでございます。私の感覚としましては、 委員におっしゃっていただいたとおり、許容できないという表現がかなり散見されましたので、タスクフォースよりもかなり厳しめになっているというのが感覚としてはございます。

また、2点目、今回、4月に示されるガイドライン、Q&A、事務対応ガイド、この3 点セットが来ると国からは電話で聴いていますけれども、こちらにつきましては、正直、 事務局の思惑としましては、今回の4月21日の小委員会では、ガイドライン等を含めながら細かく議論をしたいと思っておりました。4月当初、1日とはいかないかもしれませんが、初旬に出ると想定していましたので、こちらを事務局のほうである程度咀嚼しながら、具体のチェックリスト等もお示ししながら、こういった体制はいかがでしょうかとお諮りしたいというのが狙いではありました。しかしながら、現在示されていませんので、今回は方向性ということだけ確認をしていただいて、少なくとも4月中には出る、下旬にはならないと電話では聴いていますので、近々全部出ると思いますので、ガイドライン、Q&A、事務対応ガイド、この3点セットを、届き次第、皆様方に電子、文書、双方でお送りしまして、こちらを加味した具体的な議論は5月12日の第3回小委員会になるというような現時点での想定でございます。

以上でございます。

委員 ありがとうございました。

委員長 それでは、 委員。

委員 先ほどの事務局の回答を伺っていてちょっと気になったんですが、個人情報保護委員会の権限で、先ほど個人情報保護法の第157条とか第158条とかについて言及されて、これはかなり強い権限だという評価をされていたと思いますが、これは自治法で言うところの関与の類型のうちの一つであって、いわゆる非権力的な関与です。だから、こういった条文に基づいて個人情報保護委員会が世田谷区に関わってきたとしても、それは世田谷区の判断で、無視するのであれば無視しても構わない。少なくとも、こういうものには法的な拘束力は一切伴っていないので、その意味では、非権力的だというところは踏まえる必要があると思うんです。

ただし、こういった非権力的な関与を無視した場合、その後、何が起きるかというと、 たしか立案担当者は、このケースの場合は是正の要求という、また次の関与が行われるこ とを想定していたと思うんです。このあたりまで来ると、国地方係争処理委員会とかを利 用しながら争っていくことになると思いますが、ただ、その場合でも、結局、個人情報保 護委員会が最終的に強制するということはなくて、法の仕組みからすると、恐らく内閣総 理大臣が最終的には出てきて処理することになるのだろうと思うんです。だから、理屈で 言うと、この法律の限りにおいては、そんなに強い権限が個人情報保護委員会自体に認め られているわけではないです。

ただ、実際に個人情報保護委員会からあれこれ言われると、現場には事実上、影響はあ

ると思います。そういったものだという理解が必要ではないかなと思ったので、コメント させていただきました。

以上です。

区政情報係長 委員、おっしゃっていただいてありがとうございます。関与ですとか、 規定文言だけで捉えていた部分もありましたので、少し過剰な反応をしていたのかもしれ ないというところで、その部分は客観的な反省がございます。貴重な御指摘ありがとうご ざいます。

委員長 そのほかに質問はございますでしょうか。 委員、お願いいたします。 委員 2点あります。

まず1点目は、今回示されました事務局からの考え方(案)の に関連する部分ですが、先ほども強調されたような住民監視、住民監査という側面ということですけれども、より明確に言っていくならば、3つの基本方針の3点目にあるように、区民の住民参加、そして区民による行政監視という側面かと思いますので、具体的な文言に落とし込むとき、どういう表現になるのかということは別にしまして、そういう考え方に沿った形で審議会の役割を明確にしていくということがまずは大事かなと思っておりますので、一点付け加えさせていただきました。

それからもう1点は、今日の議論にはなっていませんけれども、審議会は、基本的には情報公開・個人情報保護審議会で、もう一つ、情報公開というほうが実際はあるわけですが、それをどのように整理していくのかについては、今後の議論といいましょうか、条例をつくっていく中で決めておかないと、恐らくほかの自治体も同じように御苦労されるのだと思いますけれども、世田谷区においても、まずは委員会自体をどうするかということもありますし、審議会をどうするかということもあるかと思いますので、その2つを切り分けるのか、どうするのか、改めてどこかのタイミングでは検討が必要かなと思いますので、一応この場でもお伝えしておきます。

以上です。

区政情報係長 ありがとうございます。2点おっしゃっていただいて、1点目は非常に重要な御指摘だったと捉えておりまして、前回、3つの基本方針ということで確定させていただきました。まさにおっしゃったとおり、3つ目の「情報公開・個人情報保護審議会を今後も十分に機能させていくこと」と完全にマッチしますので、次回の第2回小委員会の論点整理の中では、そういったところを記載しながらお示ししたいと考えております。

2点目につきましては、情報公開との関係性ということも御指摘いただいております。 おっしゃっていただいたとおり、この世田谷区情報公開・個人情報保護審議会は、個人情報のみならず、情報公開のほうも兼ね備えた区長の附属機関であり、二足のわらじになっていますので、そちらを踏まえまして、今後の情報公開・個人情報保護審議会のあり方ということを併せて検討すべきだと捉えております。御指摘ありがとうございました。

委員長 そのほかに御質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

まだガイドライン等が出ていないところで、詳細について詰めることはなかなか難しい ところがあるかと思いますけれども、それでは、ないようでしたら、本件個票7の考え方 についてお諮りいたします。本件について、異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ないようでしたら、本件個票7の考え方について、小委員会として異議なしと認めます。

(5) その他

委員長 それでは最後に、事務局より報告があれば。あと、ガイドラインとの兼ね合いで、 小委員会の日程等をどうするかというのもあるのかもしれませんけれども、その辺のとこ ろをよろしくお願いいたします。

区政情報係長 みなさま、本日の御審議ありがとうございました。

まず、次回の日程ということでお伝えさせていただければと思います。今回、資料No.1の下のほうに書かせていただいておりますとおり、次回の日程、第3回小委員会は5月12日木曜日の午後6時から、こちらも今回と同じようにオンライン開催とさせていただきたいと思っております。先ほど委員長におっしゃっていただいたとおり、ガイドラインやQ&A、事務対応ガイドが恐らく来週ぐらいに国から公表されると思いますので、こちらが公表され次第、皆様方にお示ししながら見ていただきたい。かなり分厚いことが想定されますので、見ていただくだけでも相当大変だとは思います。電子でも送りますし、当然ながら文書でもインデックスをつけてお送りしますので、ゴールデンウイーク中になるのかもしれないんですけれども、可能な範囲で見ていただければと思っております。

次回は5月12日、最後の小委員会というふうに考えてございます。ガイドライン等々を 読み込みながら、今回、ある種抽象的な議論が中心になってしまった部分はありますけれ ども、具体の議論が派生としてあるのかなと思います。前回お示ししたスケジュールとい うことで考えておりますので、基本的には次回の5月12日で小委員会の中での一定程度の 審議を終えさせていただいて、小委員会の意見書(案)ということで、それを踏まえて5 月末に意見書を出していただくというところで、ちょっと過密なスケジュールをしかせて いただいている関係上、皆様方への御負担、また資料の送付も直前になっているというよ うな事務局の至らなさなどもありますけれども、この審議は非常に重要だと事務局では考 えておりますので、継続して御審議のご協力のほどよろしくお願いできればと思います。 事務局からの御報告は以上でございます。

委員長 それでは、そのほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

3.閉 会

委員長 ないようでしたら、以上で本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして 閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。